

同志社大学環境推進パートナー制度実施要項

2024年10月10日制定

（目的）

第1条 同志社大学(以下「本学」という。)は、本学の環境推進の取組に賛同する大学、企業、地方自治体、団体等を「同志社大学環境推進パートナー」(以下「パートナー」という。)として認定し、環境推進に関する事業及び課題解決への貢献を図り、サステナブル社会の構築に寄与するものとする。

（事業内容）

第2条 本学及びパートナーは、パートナー制度を推進するために、環境推進に関して以下に掲げる事業を行う。

- (1) 教育・研究に関すること
- (2) 学生交流に関すること
- (3) 地域連携活動に関すること
- (4) 健康・福祉の増進に関すること
- (5) 環境保全活動に関すること
- (6) その他双方が協議して必要と認める事項

（認定）

第3条 パートナーの認定を受けようとする者は、次に掲げる書類により、同志社大学長(以下「学長」という。)に対して、認定申請を行うものとする。

- (1) 同志社大学環境推進パートナー制度認定申請書(様式第1号)
 - (2) 環境推進に関する取組が記載された会社案内等(自社のウェブサイトがない場合に限る。)
- 2 学長は、同志社大学環境マネジメント推進委員会の協議を経て、当該申請をした企業等をパートナーとして認定する。ただし、審査対象のパートナー候補が公序良俗に反する、反社会的である、又はそのような団体と関係があると判断された場合、制度による活動の内容如何にかかわらずパートナーとして認定しない。

（認定期間及び更新）

第4条 パートナー制度は年度単位で認定を行い、年度途中の認定であっても当該年度の3月末日までを認定期間とする。ただし、認定期間満了の1月前までに、本学又はパートナーの双方いずれから相手方に対して取消しの申出がないときは、さらに1年間更新する。

（認定の取消）

第5条 次の各号のいずれかに該当がある場合、認定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請によるものであった場合
- (2) パートナーから、登録の取消しについて申出があった場合
- (3) その他パートナー制度の運営に重大な支障をきたす行為があったと学長が認めた場合

2 本学は、パートナーが前項第1号に違反した場合、相手方に対して何らかの通知又は催告を要せず、直ちにパートナーの認定を取り消すことができるものとする。

3 本学は、前項の規定による認定取消しによりパートナーに損害が生じても、これを一切賠償しないものとする。

4 本学は、パートナーが第1項の規定に違反したことによって損害を被った場合、第2項の規定による取消しにかかわらず、パートナーに対して当該損害の賠償を請求することができるものとする。

（個人情報及び秘密情報）

第6条 パートナー制度に関して相互に開示される個人情報及び秘密情報の取扱いについては、別途協議し、これを定める。

（費用）

第7条 パートナー制度による活動に要する費用は、双方協議のうえ、負担する。ただし、パートナー制度の関係維持において、費用は発生しないものとする。

（その他）

第8条 パートナー制度の運用に疑義を生じた事項については、必要に応じてその都度、本学とパートナーが誠実に協議のうえ、合意により決定する。

（事務取扱）

第9条 パートナー制度に関する本学の事務は、学長室企画課が取り扱う。

以 上